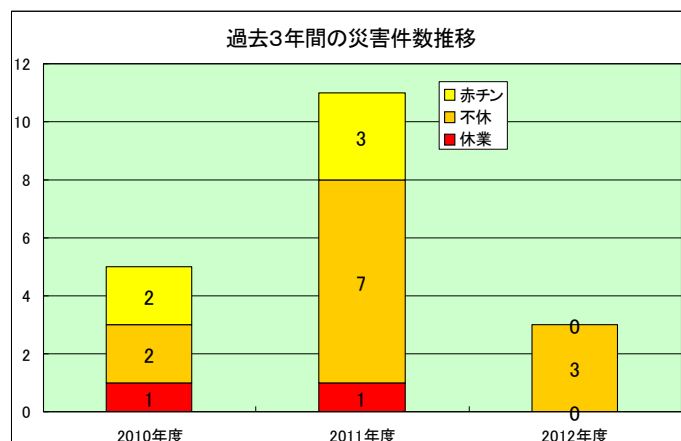


社会的取組みの状況

労働安全衛生の取組み



年度	2010	2011	2012
赤チン災害	2	3	0
不休災害	2	7	3
休業災害	1	1	0
合計	5	11	3

2011年度の11件もの労働災害の実態を踏まえ、『安全改革』に取り組みました。

その内容は、安全担当取締役を筆頭にした組織とし、現場作業員自らが安全の意識を絶やさない行動目標を設定し、現場の不安全要因を徹底的に洗い出し、会社トップから現場作業員・事務所スタッフが一体となり改善に取り組みました。その成果もあり2012年度は、3件の不休災害という結果となりました。

2013年度は、安全改革の定着化に取り組み、完全無災害に挑戦します。

健康管理については、保健師の1名増員、健康管理システムの一新により情報管理の強化を行い、全従業員を対象にしたストレスチェックの実施などによりメンタルヘルスの対応や、効果が現れている生活習慣病対策の継続実施など、健康管理活動の推進に取り組んでまいります。

安全衛生方針

労働安全衛生は、会社経営において最も重要、かつ基本的事項の一つであり、従業員の安全と健康を守ることは、人間尊重の理念に立脚した会社の社会的責務である。

この基本的考え方に基づき、職場における日常の安全衛生管理体制を一層強化し、特に管理監督者は常に危険に対する感受性を磨き、的確な安全指示をすることが必要である。また、合わせて心身両面に亘る健康の保持増進のため、従業員一人ひとりが意識を高め、職場の安全は自ら守り、相互に指摘し合える風土を作ることで、全員参加のもと災害・疾病のない快適な職場環境作りを推進する。

- (1) 職場の潜在的な危険、有害要因を根本的に取除き、真のゼロ災害を目指すため、従業員、協力会社従業員全員参加のもと継続的な安全衛生活動に取り組みます。
- (2) 労働安全衛生法をはじめ関係する法令を遵守するとともに、会社及び事業所で定めた安全衛生規程類に基づき従業員の安全衛生を確保します。
- (3) 従業員の疲労軽減及び心の健康の保持増進を図ります。
- (4) 安全衛生委員会等の安全衛生パトロール、ヒヤリハット、気がかり提案、災害事例からきめ細かく分析した結果等に基づき達成目標を定め、この目標を達成するための方法や実施時期も合わせて、事業所の安全衛生計画を策定します。
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の活動を推進し、リスクアセスメントによる「危険ゼロ」の職場を作ります。